

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	岡田 行雄（おかだ ゆきお）
○学位の種類	博士（法学）
○授与番号	乙 第550号
○授与年月日	2017年3月3日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項 学位規則第4条第2項
○学位論文の題名	少年司法における科学主義
○審査委員	（主査） 渕野 貴生（立命館大学大学院法務研究科教授） 山口 直也（立命館大学大学院法務研究科教授） 渡辺 千原（立命館大学法学部教授）

### <論文の内容の要旨>

#### 1 本論文の概要

本論文は、少年司法において守られるべき原則の一つとして自明のものとされてきた科学主義に焦点を当て、科学主義が日本国憲法や子どもの権利条約に照らして、少年司法のなかにどのように位置付けられるべきか、そして、科学主義に基づく家庭裁判所調査官による社会調査がどのようになされるべきか、さらに、その成果がどのように活用されるべきかを検討したうえで、少年が非行に至った本質的・決定的問題を主体的に克服する可能性と、少年の成長発達を実現する最も人権制約の少ない処遇を解明することに科学主義の新たな理念を見出し、新たな科学主義という概念を提唱したものである。本論文は、このような新たな理念を論証する手掛かりとして、ドイツ少年司法の動向を探り、調査官との生の交流をも通して得られた知見を活かして、科学主義と憲法および子どもの権利条約との関係を明らかにする。そして、社会調査における少年本人の手續参加、試験観察、逆送後の刑事裁判など、少年司法の中核的制度を取り上げて、憲法にのっとった新たな科学主義に基づいて、少年の成長発達権を保障するための課題と具体的方策を提起する。

#### 2 本論文の構成（本論文は、以下の章から構成されている）

- 序章 少年司法における科学主義の現実とその課題
- 第1章 科学主義の理念とその危機
- 第2章 科学に基づく「教育不能な少年」の少年司法からの排除
- 第3章 ドイツ少年裁判補助制度とその諸課題への取り組み

第4章	少年司法における科学主義の新たな理念
第5章	新たな科学主義に基づく社会調査のあり方—重大事件に関するものを中心に
第6章	調査依存の社会調査とその克服
第7章	試験観察のあり方
第8章	調査不尽克服のための試験観察—重大事件を起こした累非行少年を中心に
第9章	逆送後の少年刑事事件の審理における新たな科学主義の意義
	結語

### 3 本論文の内容

本論文はまず、現行少年法における科学主義の理念は、調査において、経験諸科学活用にに基づき、非行に至る諸要因のメカニズムの解明を通して、少年の人格や環境の問題点を把握し、その問題点の解消に向けた非行少年に対する処遇選択に役立てることに置かれていることを明らかにする。そのうえで、こうした理念の実現が、社会調査の主な担い手たる調査官に強く依存する構造になっていることを指摘し、科学主義の理念の成否は、調査官が経験諸科学についてどれほどの専門性を有していて、社会調査においてその専門性を発揮できているかどうかにかかっていると論じる。そのうえで、戦後の少年司法をめぐる動きを分析し、経験諸科学を用いた非行要因のメカニズム解明が尽くされなくなってきた様子、換言すれば調査官の専門性を発揮しにくい状況の高まりを析出する。

次に、本論文は、ナチス期ドイツ少年司法の理論とその運用を概観することを通して、少年司法において科学がどのように活用されるべきかという課題を検討するにあたっての教訓を引き出すことが試みられる。ナチス少年司法では、教育に限界が設定され、少年の資質や人格に基づき、教育的処遇を通しては少年が自己に責任を負えるように成長することができないと判断される場合には、教育的処遇から排除するという選別主義があからさまに採用されたことが明らかにされる。

さらに、日本の少年司法における社会調査と同様の内容を含むドイツの少年司法における少年裁判補助とその担い手である少年裁判補助者が直面する諸課題、およびその改革に関する議論が検討される。ドイツの少年裁判補助が、専門性の欠如とマンパワーの不足のほか、とりわけ、少年裁判補助者が裁判所の補助者としての役割と少年にとっての援助者としての役割の間で葛藤に陥るといった課題を抱えていることが明らかにされ、それを回避ないし緩和することに向けた理論的な取り組みを参照する。

これらの基礎的検討を踏まえて、本論文は、科学主義の理念について、科学活用にに基づく社会調査や資質鑑別において、可能な限り少年の人権制約が小さい方法を通して、様々な要因がどのように結びついて非行に至ったのかというメカニズムだけでなく、少年がその非行に至った本質的・決定的問題を明らかにし、それを主体的に克服できる処遇のうち、最も少年の人権制約が小さいものを解明することと再定義する新たな科学主義理念を提唱する。

このようにして提唱した新たな科学主義理念に基づいて、本論文は、さらに、各論として、新たな科学主義に基づく社会調査のあり方について、重大事件を素材にして具体的に検討し、社会調査が、裁判員制度の導入等を契機に、調査官による少年調査票に「簡にして要を得た」記載が求められるため、捜査機関から送付された調書等の法律記録に基づき、非行事実を解釈し、それに至った要因を分析するだけのものに変質する可能性が高いという、近時顕在化しつつあるアクチュアルな問題状況を捉えて、そのような調査のあり方を新たな科学主義の観点から批判的に検討し、新たな科学主義とそれが要請する少年の手續参加の観点から、調査不尽という科学主義の危機を克服するための一手段としても意義を持つ試験観察のあり方を検討し、調査不尽が生じやすい類型として、累非行少年が重大事件を起こしたとして家裁に係属した場合を取り上げて、新たな科学主義の観点から、試験観察の拡充の必要性について考察し、逆送後の刑事裁判に関しても、新たな科学主義のもとで、刑事裁判では、逆送決定において保護処分などによる少年の問題克服可能性が十分に検討されたのかについて、科学活用に基づく再審理が要請されることを論じている。

これらの各論的検討を通じて、改めて、新たな科学主義理念の下で、科学活用に基づく社会調査や資質鑑別において、可能な限り少年の人権制約が小さい方法を通して、様々な要因がどのように結びついて非行に至ったのかというメカニズムだけでなく、少年がその非行に至った本質的・決定的問題を明らかにすべきであり、かつ、それを主体的に克服できる処遇のうち、最も少年の人権制約が小さいものを解明すべきという結論が導かれている。

#### <論文審査の結果の要旨>

少年司法においては、少年の立ち直りと成長発達を促すために、非行の原因を把握し、少年に対して様々な働きかけ・処遇が行われる必要がある。それゆえ、経験諸科学の知見を踏まえた科学的な非行原因分析とそれに基づく合理的な働きかけ・処遇が行われることが正当であることは、一般論としては、否定しようがない。このように、科学主義自体には疑問が生じない状況を反映して、従来、科学主義に対しては、その理念や内実の根本に立ち入って、社会調査をどのような理念に基づいてどのように行うべきか、その際に諸科学をどのように活用すべきか、科学を活用して得られた調査結果が少年の処遇決定にどのように役立てられるべきか、について全面的に検討した包括的研究はこれまで存在しなかったといつてよい。本論文は、「少年司法における科学主義」というこれまで当然視されてきた基本原則の意義・課題・果たすべき機能について本格的に検討し、あるべき科学主義のモデル論を学界に提示するもので、高い学術的新規性が認められる。

現行少年法における科学主義の理念は、調査において、経験諸科学活用に基づき、非行に至る諸要因のメカニズムの解明を通して、少年の人格や環境の問題点を把握し、その問題点の解消に向けた非行少年に対する処遇選択に役立てることに置かれているが、こうし

た理念を実現するための法的・制度的裏付けや枠づけに乏しく、理念の実現は、実際には、社会調査の主な担い手たる調査官や調査の結果を踏まえて決定を出す裁判官の裁量に強く依存する構造になっている。本論文は、現行少年法のこのような構造を実証的に明らかにしたうえで、その結果、科学主義による調査によって解明された少年の問題点が、厳罰化の根拠として使われ、少年の健全育成を阻害するものになっている危険性があるという科学主義の問題点を明らかにしている。本論文が、従来、疑問を持たれることが少なかった科学主義に少年の権利を脅かす危険が潜んでいることを実証的・理論的に解明し、科学主義理念に新たな視点を提示したことによって、少年法研究に与えた影響力・波及力はきわめて大きい。

そのうえで、本論文は、日本国憲法や子どもの権利条約の観点から、科学主義の理念を問い直し、少年司法においてどのように経験諸科学が活用されるべきかを明らかにすることおよび、日本国憲法や子どもの権利条約の趣旨に合致する科学主義に基づく社会調査のあり方を明らかにすること、という明確な視角を設定し、この視角に基づいて、科学主義の理念について、科学活用に基づく社会調査や資質鑑別において、可能な限り少年の人権制約が小さい方法を通して、様々な要因がどのように結びついて非行に至ったのかというメカニズムだけでなく、少年がその非行に至った本質的・決定的問題を明らかにし、それを主体的に克服できる処遇のうち、最も少年の人権制約が小さいものを解明することと再定義した新たな科学主義を提示している。本論文が、憲法と子どもの権利条約に依拠して、科学主義の新しいモデルを提示したことの理論的意義は極めて高く、科学主義をめぐる理論水準を格段に発展させたものといえることができる。

これらの結論を導くに当たって、本論文は、ドイツ法の検討を行っているが、本論文は、ドイツの少年司法制度を平板に概観するという手法は取らずに、少年司法において科学がどのように活用されるべきかという課題を検討するにあたっての教訓を引き出すことと担い手についての課題を探ることという明確な目的を設定して、ナチス期ドイツ少年司法の理論とその運用を詳しく検討し、ドイツの少年司法における少年裁判補助とその担い手である少年裁判補助者が直面する諸課題、およびその改革に関する議論を検討している。このように本論文は、比較法研究によって解明しようとする課題を明確化したうえで、課題に対して適切な示唆を得られる対象を的確に定め、たうえで比較法研究を展開しており、比較法研究と理論研究や実践的な改革提言との間に密接な関連性が認められ、このことも理論研究および改革提言の説得力を高めている。

本論文は、本論文において提示した新たな科学主義に基づいて、重大事件における社会調査の実質化や試験観察の活性化、逆送後の刑事裁判における少年法 55 条による移送判断をにらんだ科学主義の活用方法など、現在の少年法が解決を迫られている喫緊の課題への具体的な改善策、改革案を提示している。調査において、捜査機関の供述録取書に対する批判的検討を行う必要性、狭義の犯情にとらわれない幅広い調査の必要性とそれに伴って少年の同意と少年に対する説明の必要性、累非行少年による重大事件にこそ試験観察を活

用すべき根拠、刑事裁判における社会記録の取調べ方法や、調査官に対する証人尋問、鑑定活用の必要性など、少年手続全般にわたって、きわめて実践的で具体的な提案が積極的になされている。このことは、本論文が提示した新たな科学主義の理論的価値を高めるとともに、本論文の実践的意義を高めるものとなっている。

加えて、本論文は、提示した新たな科学主義理論の妥当性を自己検証するに当たっても、少年司法の各制度に対して実践的具体的提言を行うに当たっても、常に、それを担うべき担い手に、改革を担うに足る現実的基盤があるかどうかを確認し、家庭裁判所調査官等の科学主義の担い手が、専門性と独立性を発揮することができるための人的・物的・制度的条件を併せて提示している。このことによって、本論文が提示する実践的提言の現実性が高まるとともに、理論的検討にも厚みが増し、その社会的・学問的価値は、少年司法全体にまで波及する広がりのあるものになっている。

一方、本論文には、なお残された課題も存在する。

第一に、少年法における科学主義に基づく制度としては、家庭裁判所調査官による社会調査と並んで、少年鑑別所による資質鑑別が重要な位置を占めている。現在の少年法の実務においては、社会調査と資質鑑別が車の両輪となって、現行少年法における科学主義を支えていると言える。本論文は、主として社会調査のあり方に焦点を当てて、批判的に検討し、新たな科学主義理念を構築しているが、資質鑑別に対する検討は、なお付随的なものにとどまっている。新たな科学主義理念のもとでの資質鑑別のあるべき姿を具体的に提示するとともに、本論文で展開されている社会調査のあるべき姿と資質鑑別とがどのように相互に関連しあって全体としての新たな科学主義理念を形成していくのかを明確にしていく必要があるだろう。

第二に、本論文は、科学主義が再犯のリスクアセスメントに終始することによって、非行少年を強制的に治療したり、社会から排除する論理に悪用される危険性について繰り返し、警鐘を鳴らしている。このような問題意識は、本論文の特長をなすもので、高く評価されるべきであるが、一方で、社会調査や資質鑑別において、一定のリスクアセスメントが現に行われており、またその必要性を完全に否定することはできないことに鑑みて、新たな科学主義の下で、再犯リスクをどのように位置付けるかを一層明確にする必要があるだろう。とりわけ、リスクアセスメントとリスクマネジメントを明確に峻別したうえで、社会調査や資質鑑別において、再犯リスクをいかなる視点で処遇の提言に組み込むべきであり、逆に、組み込んではいらないのかを明らかにする必要があるだろう。

第三に、本論文は、新たな科学主義を実践するにあたってその担い手を意識する必要性を強調し、家庭裁判所調査官等の科学主義の担い手が、専門性と独立性を発揮することができるための人的・物的・制度的条件を併せて提示しているが、それらの条件を満たすための担い手養成のあり方や付添人や福祉関係者など他機関との連携の在り方などに研究を進展させることが強く期待される。そのような方向性に研究を進展させることが、本論文の理論的及び実践的価値をさらに高めることになるだろう。

しかしながら、これらの課題は、本論文の学術的・社会的価値を損なうものではなくない。むしろ、本論文が社会調査に関する議論の先頭に立つものであるからこそ、新たな課題を浮かび上がらせることができたと言えよう。本論文は、これらの研究課題への取り組みを進めることによって、より高次の学術的・社会的価値を獲得する可能性をもったものとして、高く評価されるべきものである。

本審査委員会は、以上のような本論文の意義を確認したうえで、本論文が博士学位を授与するにふさわしい優れた研究であることを全員一致で確認した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

2017年2月3日（金）午後1時から3時にかけて、末川記念会館第2会議室において、博士学位請求論文審査公聴会を実施した。公聴会においては、学位請求者より、学位請求論文の概要について報告を受け、活発な質疑が行われた。

そこにおいては、少年の手續参加の権利性・法的意義、調査官の証人尋問の是非、社会調査の目的、憲法に基づく社会調査に対する制約の論理の合理性、科学と価値中立性との関係など、本質的問題をめぐって、質疑応答が行われた。学位請求者は、いずれの点についても、本論文で示された知見に基づき的確な応答を行った。さらに、学位請求者は、学位請求論文執筆後にさらに研究を発展させて、少年司法における Evidence Based Policy 活用のあり方、少年司法における虐待被害、少年司法における諸機関連携など、すでに、残された課題のいくつかについて研究を進めており、その成果を踏まえた深い思索に裏打ちされた応答がなされ、本論文の意義が改めて確認されるとともに、学位請求者の優れた研究能力が示された。

本学位申請は、本学学位規程第18条第2項に基づいて行われたものだが、学位請求者は、熊本大学法学部教授として、学部及び大学院にて、刑事政策等の科目を担当している。また、本論文に加え、学位請求者の他の業績や学会での評価、さらには上記公聴会における質疑に対する的確な応答により、十分な専門知識を有することが認められ、本論文第3章、第4章のドイツ法研究における外国語文献の読解において十分な外国語能力を有することが確認された。したがって、本学学位規程第25条第1項に基づき、試問および外国語試験を免除した。

以上をもって、審査委員会は全員一致で、本学学位規程第18条第2項に基づいて、本学位請求者に対して、「博士（法学 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。